

府中市民設民営学童クラブ施設整備事業補助金交付要綱

令和 7 年 6 月 1 2 日

要綱第 9 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民設民営学童クラブの施設整備を促進するため、新たに放課後児童健全育成事業を実施しようとする者に対し、府中市民設民営学童クラブ施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和 5 2 年 1 1 月府中市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「民設民営学童クラブ」とは、民間事業者が自ら開設し、放課後児童健全育成事業を実施する施設をいう。

2 この要綱において「放課後児童健全育成事業」とは、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、次条に規定する要件を満たす民設民営学童クラブの施設整備のために実施する次の各号に掲げる事業のいずれかで、規則第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定を受けた年度内に完了するものとする。

(1) 次のア又はイのいずれかを行う事業

ア 住宅等の既存施設の改修（防災又は防犯に関する措置を施す場合を含む。）を行い、必要に応じて当該施設に附属する設備の修繕等又は放課後児童健全育成事業の実施に必要な備品の購入を行うもの

イ 施設に附属する設備の修繕等又は放課後児童健全育成事業の実施に必要な備品の購入を行うもの

(2) 空家、空き店舗等を賃借して放課後児童健全育成事業を行う場合の開所準備を行う事業

(補助対象施設)

第 4 条 補助金の交付の対象となる民設民営学童クラブは、次に掲げる要

件を満たす施設とする。

- (1) 府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第16号）及び府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年11月府中市規則第30号）に規定する基準に準じて設置され、又は運営されること。
- (2) 市が設置する学童クラブ（府中市立学童クラブ条例（平成元年12月府中市条例第29号）に規定する学童クラブをいう。）の管理運営の方法と同様に管理され、又は運営されること。
- (3) 当該施設が建物の2階に設けられている場合にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号イ、ロ（2階に設ける場合の要件に限る。）及びへに掲げる設備基準に、当該施設が建物の3階に設けられている場合にあっては、同号に掲げる設備基準を満たすものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第3条第1号に定める事業 既存施設の改修又は設備の修繕等若しくは備品の購入に要する経費並びに開所準備を行う上で必要となる施設の賃借料（開所前月分に限る。）及び礼金
- (2) 第3条第2号に定める事業 開所準備を行う上で必要となる開所前3月分（開所する日の属する月の4月前から2月前までの3月分をいう。）の施設の賃借料

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

- (1) 第3条第1号アに定める事業 1つの施設につき1,200万円（賃借料又は礼金を含む場合にあっては、当該額に60万円を加えた額）
- (2) 第3条第1号イに定める事業 1つの施設につき100万円（賃借料又は礼金を含む場合にあっては、当該額に60万円を加えた額）
- (3) 第3条第2号に定める事業 1支援の単位（府中市放課後児童健全育

成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第5条第2項に規定する支援の単位をいう。)につき年額75万円

(申請に必要な書類等)

第7条 規則第6条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 民設民営学童クラブの平面図
- (3) 工事仕様書の写し
- (4) 設計、工事又は備品購入に係る見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、第3条に規定する事業を行う施設1箇所につき1回とする。

(不交付決定の通知)

第8条 市長は、規則第6条の規定による申請が不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し、理由を付した上で、通知書により当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の事前交付)

第9条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)を開始する前から、市長に対し、請求書により規則第7条の規定により決定された補助金の額(以下「事前交付額」という。)の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、事前交付額を交付するものとする。

(補助事業の遅延に係る報告等)

第10条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、書類により市長に報告し、市長の指示を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受け、市長の指示を受けなければならない。

(実績報告に必要な書類)

第11条 規則第11条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し及び工事費費目別内訳書

- (2) 民設民営学童クラブの賃貸借契約書等の写し
 - (3) 建築確認済証の写し
 - (4) 備品購入明細書
 - (5) 設計、工事及び備品購入に係る請求書の写し
 - (6) 工事完了報告書
 - (7) 工事施工箇所及び備品設置個所の写真
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第12条 市長は、規則第11条の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対し、確定した補助金の額（以下「交付確定額」という。）を通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 交付決定者（第9条第2項の規定による交付を受けた者に限る。）は、交付確定額が事前交付額を下回るときは、市長に対し、速やかにその差額を返還しなければならない。

(仕入れに係る消費税等相当額の取扱い)

第14条 交付決定者は、規則第11条の規定による報告をした後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に関連する仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）が確定したときは、市長に対し、速やかに当該額を報告しなければならない。

2 市長は、第9条第2項の規定により補助金の交付を受けた者から前項の規定による報告を受けたときは、当該補助金に関連する仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第15条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用が

増加した財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の処分が完了した日又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和５年こども家庭庁告示第９号）に定める期間（次条において「処分制限期間」という。）を経過した日のうち後に到来する日まで保存しなければならない。

２ 市長は、必要に応じて前項の関係書類を検査することができる。

（財産の管理）

第１６条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。

２ 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（単価５０万円以上の機械又は器具に限る。次項において「取得財産」という。）について、当該財産に係る処分制限期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

３ 市長は、前項に規定する市長の承認を受けて取得財産を処分することにより収入があったと認めるときは、交付決定者に対し、その収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることができる。

（様式）

第１７条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第１８条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和７年６月１２日から施行する。